

東北縦貫自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使について  
の協定

宮城県公安委員会及び岩手県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第66条第2項及び同法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の3第2項第1号の規定に基づき、高速自動車国道東北縦貫自動車道（以下「東北縦貫自動車道」という。）における宮城県警察及び岩手県警察（以下「協定県警察」という。）の警察官の交通取締り等に関する職権行使について、次のとおり協定する。

昭和53年11月28日

宮城県公安委員会

委員長

加藤 多喜丸



岩手県公安委員会

委員長

宮澤 史郎



（職権行使の区域）

第1条 協定県警察の警察官は、東北縦貫自動車道における交通の円滑と危険防止を図るため、当該道路のうち次の各号に定める区域（以下「協定区域」という。）において、交通取締り等の職権を行使することができる。

(1) 宮城県警察 宮城県と岩手県との境界から北に50キロメートルの区域

(2) 岩手県警察 岩手県と宮城県との境界から南に50キロメートルの区域

（交通法令違反事件の処理方法）

第2条 協定区域における交通法令違反事件（交通事故に係るものを除く。）

の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する県警察が行うものとする。

（交通事故事件の処理方法）

第3条 協定区域における交通事故事件の送致は、当該事件の発生地を管轄す

る県警察が行うものとする。

（細目的事項の委任）

第4条 この協定の実施について必要な細目的事項は、協定県警察の警察本部

長が別に協定するものとする。

附 則

この協定は、昭和53年12月2日から実施する。